

判例評釈

外れ馬券訴訟をめぐる最近の動向

—東京高裁令和2年11月4日判決の検討—

岩田合同法律事務所 弁護士・東京大学客員教授

佐藤修二

岩田合同法律事務所

弁護士

野口大資

東京高等裁判所は、近時、馬券の払戻金の所得区分について、納税者の主張を認めて雑所得に該当するとした第一審判決（東京地判令和元年10月30日裁判所ウェブサイト掲載。以下「原判決」という。）を取り消し、課税当局の主張を認めて一時所得に該当するとの判決を下した（東京高判令和2年11月4日公刊物未登載。以下「本判決」という。）。

いわゆる外れ馬券訴訟としては、最判平成27年3月10日刑集69巻2号434頁（以下「平成27年最判」という。）および最判平成29年12月15日民集71巻10号2235頁（以下「平成29年最判」という。）が著名である。二つの最高裁判決はいずれも、馬券の払戻金が雑所得に該当し、外れ馬券の購入金額も必要経費に該当すると判断した。筆者らのうち佐藤は、かつて、これらの最高裁判決について一文をものした経緯から¹、編集部より、本判決について執筆をすることをお勧めをいただいた。そこで、本稿では、最高裁の二つの判決との比較の観点を交えて、本判決について検討してみることにしたい。

1. 事案の概要

本件は、競馬の勝馬投票券（以下「馬券」と

いう。）の的中による払戻金に係る所得（以下「本件競馬所得」という。）を得ていた納税者（原告）が、平成24年分から平成26年分までの所得税について、本件競馬所得を一時所得として確定申告した後、本件競馬所得が雑所得に該当するとしてそれぞれ更正の請求をしたところ、高松税務署長から、いずれの更正の請求についても更正をすべき事由がない旨の通知処分を受けたことから、かかる通知処分の取消しを求める事案である。

2. 争点

本件の争点は、本件競馬所得の所得区分が一時所得か雑所得かであり、具体的には、本件競馬所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」（所得税法34条1項）に該当するかどうかが争われた。

3. 判決の概要

原判決は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総

¹ 佐藤修二「外れ馬券訴訟の総括—求められる税務と法務の『コラボ』」税務弘報2018年6月号65頁以下。